

令和5年度佐賀県新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所系サービス事業所とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）をいう。
- (2) 短期入所系サービス事業所とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）をいう。
- (3) 訪問系サービス事業所とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。
- (4) 介護施設等とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- (5) 介護サービス事業所とは、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

(目的)

第3条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築することを目的とする。

(補助金の対象事業者、対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象事業者、対象経費及び補助金額は「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」(令和4年3月23日老発0323第2号厚生労働省老健局長通知)(最終改正令和4年12月23日老発1223第3号)及び「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」(令和5年3月28日老発0328第3号厚生労働省老健局長通知)(最終改正令和5年9月26日老発0926第2号)に基づき、以下のとおりとする。

1 対象事業者

ア **新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者(令和5年5月8日以降は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)をいう。以下同じ。)**に対応した介護サービス事業所・施設等(令和5年5月7日までに休業要請を受けた事業所・施設等を含む)(福祉用具貸与事業所を除く)

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に濃厚接触者が複数発生し、職員が不足した場合を含む)
- ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ③ 県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所(令和5年5月8日以降は対象としない)
- ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く)
- ⑤ 施設内療養を行った介護施設等、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

イ **新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所**アの①、③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)であって、かつ令和5年5月8日以降は休業を行った場合に限る。))

ウ **感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所・施設等**

- ・ アの①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

2 対象経費

新型コロナウイルス感染症への対応において、令和3年4月1日以降に発生した通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成する。

ア a. 1対象事業者アの①から③に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

(ア) 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（別添3のとおり。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

(イ) 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（別添3のとおり。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

(ウ) 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

(エ) 感染性廃棄物の処理費用

(オ) 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

(カ) 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、(イ)、(カ) は代替サービス提供期間の分に限る

b. 1 対象事業者アの④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

c. 1 対象事業者アの⑤に該当する介護施設等、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年5月7日までは別添2-1のとおり、令和5年5月8日以降は別添2-2のとおり。（介護施設等、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所に限る））

イ 1 対象事業者イに該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

(ア) 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（別添3のとおり。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

※代替サービス提供期間の分に限る

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

(イ) 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※代替サービス提供期間の分に限る

ウ 1 対象事業者ウに該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ・感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（別添3のとおり。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

3 補助金額

別添4の基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助する。

千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号又は第2号）及び添付書類を、速やかに佐賀県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第6条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、次条に規定する事項を条件に、交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）法、令、国実施要綱、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）対象経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更が無い場合は、この限りでない。
- （3）補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- （4）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （5）補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した、価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める

期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を佐賀県に納付させることがある。

(7) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を佐賀県に返還しなければならない。

(9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 申請者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（変更交付申請）

第8条 第6条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項第2号の規定による変更をする場合には、変更交付申請書（様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更交付申請に当たっては、第5条第2項を準用する。

（変更交付決定）

第9条 知事は、補助事業者から前条の規定に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の変更を決定するものとし、その決定の内容を補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定又は変更交付決定の日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、知事が別に定める日までに、実績報告書(様式第1号又は第4号)を知事に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。当該補助事業者は、命じられた返還額を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は別添様式(様式第5号又は第6号)のとおりとする。

2 この補助金は、概算払で交付できるものとする。

(是正のための措置)

第14条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定に基づき、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付の決定の取消し)

第15条 知事は、規則第16条の規定に基づき、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他の法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助事業者が第7条第2項及び第3項に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。

3 前項の規定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、当該事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、当該補助事業の額の確定の日（事業の中止又は廃止をした場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に要した経費を対象とする。
- この要綱は、令和4年6月29日から施行し、令和3年4月1日以降に要した経費を対象とする。
- この要綱は、令和4年7月25日から施行し、令和3年4月1日以降に要した経費を対象とする。
- この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和3年4月1日以降に要した経費を対象とする。
- この要綱は、令和5年1月1日から施行し、令和3年4月1日以降に要した経費を対象とする。
- この要綱は、令和5年3月16日から施行し、令和5年3月16日以降に要した経費を対象とする。
- この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年5月8日以降に要した経費を対象とする。
- この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年10月1日以降に要した経費を対象とする。
- この要綱は、令和5年12月13日から施行し、令和5年12月13日以降の申請から適用する。